

子どもの精神分析的心理療法士 資格認定制度 規約

第1章 総則

第1条 本資格認定制度は、特定非営利活動法人子どもの心理療法支援会（以下「本法人」）の定款の第5条⑧「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」の一環として実施される。

第2章 資格の目的及び種類

（資格認定の目的）

第2条 本法人は子どもの精神分析的心理療法に必要と考える技能・知識および経験を有する者に資格を認定し、質の高い精神分析的心理療法の実施し、普及することで次世代の健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

（認定する資格の種類）

第3条 本法人の認定している資格は以下である。

子どもの精神分析的心理療法士

本資格は、子どもの精神分析的心理療法を実施する上で、必要な知識と技能を有すると本法人が認めたものである。資格取得者は本法人が運営するセラピー事業における心理療法実施者として活動でき、子どもの精神分析的心理療法の普及のために、積極的に活動することが求められる。

（資格の条件）

第4条 第3条に定める資格は資格取得要項（別表）に定められた要件を満たした上で、申請書に記入し、本法人事務局に申請を行う。その後、第3章に定める資格審査委員による面接を受け、資格審査委員会の承認を経て、資格が与えられる。

（資格の移行措置）

第5条 ただし、2011年4月から2016年10月末日までは、本資格認定制度の前の移行措置の期間とする。

第6条 上記の期間は、移行制度資格取得要項（別表）に定められた要件を満たした上で、移行制度の申請書に記入し、本法人事務局に申請を行う。その後、資格審査委員による面接を受け、資格審査委員会の承認を受け、資格が与えられる。

(資格の有効期間)

第7条 本法人の認定する資格に有効期間はないが、本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時には資格審査委員会の判断のもとに資格を剥奪する。

第3章 資格審査委員会

(資格審査委員会の設置)

第8条 本資格認定制度の運営機関として、資格審査委員会を設置する。

(資格審査委員会)

第9条 資格審査委員会は以下の人員で構成する。

- (1) 審査委員長 1名
- (2) 審査委員 2～5名

(選任など)

第10条 審査委員長は本法人理事長が兼務する。

第11条 審査委員は本法人の理事会において選任する。

(職務)

第12条 資格審査委員会は、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この資格認定制度の業務を執行する。

第13条 資格審査委員会は年に1回、資格審査会議を開催する。

第14条 資格審査委員は資格審査委員長の任命を受け、資格申請者の面接を行い、資格審査会議にて資格認定が適切かどうかの意見を述べる。

(任期など)

第15条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 補欠のため、又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第17条 委員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(資格審査会議)

第18条 資格審査会議は毎年6月頃に開催する。

第19条 資格審査会議の審議事項は、資格申請の可否と資格取得要項の修正など資格審査に必要とされる内容とする。

第20条 資格審査会議の議長は資格審査委員長が務める。

第21条 議決は、資格審査会議出席者の総員の承認をもって議決する。

第4章 雑則

(細則)

第22条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、2011年5月1日から発効する。
- 2 この規約発足当時の資格審査委員は、次に掲げる者とする。

審査委員長	平井 正三
審査委員	鵜飼 奈津子
	津田 真知子
	飛谷 渉